

鳥取県告示第 357 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和 35 年鳥取県教育委員会規則第 5 号）第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定により返還される育英奨学資金（過払金を含む。）及び鳥取県進学奨励資金貸与規則を廃止する規則（平成 14 年鳥取県教育委員会規則第 23 号）附則第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則による廃止前の鳥取県進学奨励資金貸与規則（昭和 57 年鳥取県教育委員会規則第 4 号）第 14 条第 1 項の規定により返還される進学奨励資金の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県教育委員会事務局人権教育課

課長補佐兼育英奨学室長 岸本 英夫

副主幹 舟木 真佐人

主 事 藤岡 仁

主 事 森本 愛美

3 委任期間

平成 19 年 4 月 13 日から平成 20 年 3 月 31 日まで